

## 第5章 その他中心市街地の活性化に関する事項

### 第1節 都市機能の集積

#### 1 中心市街地への都市機能集積のための方針

##### (1) 総合計画との調和

平成29年に策定した『第五次長野市総合計画』では、都市整備分野におけるテーマに「快適に暮らし活動できるコンパクトなまち」を掲げ、公共交通の利便性の高い地域などに都市機能を集約し、市民生活の質の維持・向上に取り組む必要があるとしている。

##### (2) 地方版総合戦略との調和

平成28年に策定した『長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略』では、基本目標のうち中心市街地の活性化に資する施策として「中心市街地の遊休不動産活用による事業所の開設や出店を促進するため、リノベーションに繋げていく取組を支援する」こと、「中心市街地の魅力的な商空間を形成するため、多様な主体が参画する遊休不動産活用への取組と連携する」こと、「市街地のコンパクト化を図るため、中心的拠点や生活拠点への生活サービス機能の計画的配置と適切な居住誘導を推進する」ことを具体的取組としている。

##### (3) 都市計画マスタープランとの調和

平成29年に改定した『長野市都市計画マスタープラン』では、集約型都市構造の形成を目指して、都市構造を「都市拠点」「地域生活拠点」「自然観光拠点」の3つに分類し、中心市街地は、都市拠点の中でも高次の広域的都市機能が集積し、市内全域及び近隣市町村からもアクセスされる「広域拠点」として整備を進めるとしている。

##### (4) 立地適正化計画との調和

平成28年に策定した『長野市立地適正化計画』では、長野市都市計画マスタープランに定めた広域拠点と地域拠点を「都市機能誘導地域」と位置づけ、うち広域拠点に立地を誘導すべき都市機能として、中枢的な行政機能や相当規模の商業機能を掲げるなど、拠点ごとに誘導すべき具体的な都市機能を定めている。

##### (5) 商業環境形成指針との調和

平成20年に改定した『長野市商業環境形成指針』では、中心市街地を「広域商業拠点エリア」と位置づけ、広域からの集客を念頭に置き、歴史的・文化的資源の活用により回遊性を高めることをエリアの役割としている。

##### (6) 県都市計画区域マスタープランとの調和

平成24年に改定された長野県の『長野都市計画区域マスタープラン』では、周辺市町村を含めた広域交流・地域連携、あるいは国際交流の拠点として長野市の中心市街地が位置づけられ、これまでの都市機能の集積を活かしつつ、都市基盤の再構築により広域商業拠点としての強化を図り、中心商業地としての機能の集積と環境整備を推進するとともに、特に善光寺表参道沿線においては、歴史・文化を活かした歩行者優先の賑わいあるまちづくりを進め、景観整備や沿道商業の集積と併せ、歩いて暮らすことができる利便性と安全性を兼ね備えたまちなか居住を推進することをその方針としている。

## 2 中心市街地への都市機能集積のための措置

平成17年に施行した『長野市大型店の出店等に係る事業計画の審査等に関する要綱』では、店舗面積5千㎡以上の大型店の出店について、事前に事業計画の提出を求めて各種法令や商業環境形成指針との整合を審査し、必要に応じて地域貢献や地域共生などの観点による意見の付与を行うとともに、市民生活の利便性向上や良好な周辺環境の保持などに関する指導を実施している。

併せて、平成19年に施行した『長野市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例』では、市内全ての準工業地域に「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定し、床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限している。

## 第2節 その他の事項

### 1 環境・エネルギー等への配慮

中心市街地循環バス「ぐるりん号」は、平成12年の運行開始当初からアイドリングストップバスを導入している。

また、平成26年10月からは、排気ガスが少なく走行音も静かな「電動ぐるりん号」を1台導入し、環境負荷の軽減と市民の環境意識の向上に努めている。

### 2 景観形成に係る取組

長野市では、昭和63年に「長野市都市景観形成基本計画」を策定し、平成4年にはこれに実効性を持たせることを目的として、更に「長野市の景観を守り育てる条例」を制定した。

また、平成11年の中核市移行に伴い「長野市屋外広告物条例」を制定し、平成17年にはその規制地域を拡大するなど、良好な景観の育成に取り組んできた。

平成16年の景観法制定により、中核市が景観行政団体として景観計画を策定することが可能となり、長野市においても平成の大合併に伴う総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画など多岐にわたる計画の見直しが行われたことから、平成19年7月に、同法第8条に規定する景観計画として「長野市景観計画」を策定した。

本計画では、特色のある景観形成を特に推進する「景観計画推進地区」として善光寺門前地区を位置づけ、歴史的な街なみ景観の保全・再生・活用を図るため、「街なみ環境整備事業」などによる道路の美装化、電線類の地中化、石積み水路の復元、建物の修景助成などを行うことで、門前町の歴史的な景観を後世に引き継ぐものとしている。